

市民経済委員会記録

- 1 日 時 平成28年12月16日(金)
午前 9時57分 開会
午前10時54分 閉会
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員
委員 長 高 塚 広 義 副 委 員 長 田 窪 秀 道
委 員 米 谷 和 之 委 員 大 條 雅 久
委 員 伊 藤 謙 司 委 員 加 藤 喜 三 男
- 4 欠席委員
な し
- 5 説明のために出席した者
・副市長 近 藤 清 孝
・経済部
部 長 鴻 上 浩 宣 総括次長(産業戦略監) 赤 尾 禎 司
次長(農林水産課長) 高 岸 秀 明 次長(産業振興課) 黒 下 敏 男
農地整備課長 山 内 敏 弘 運輸観光課長 高 橋 利 光
農地整備課技幹 村 上 光 昭 産業振興課主幹 宮 崎 司
農業委員会事務局長 戸 張 博 司
- 6 委員外議員
井 谷 幸 恵
- 7 議会事務局職員出席者
議 事 課 長 原 正 夫 議 事 課 主 任 松 本 梓
- 8 本日の会議に付した事件
別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

開会 午前 9時57分

●高塚委員長：〈開会あいさつ〉

○近藤副市長：〈あいさつ〉

◎経済部関係

□議案第82号 新居浜市観光交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋運輸観光課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●伊藤委員：岩盤浴について、1回につき50分以内の使用という制限をなくす改定をしているが、これにより利用者がふえると考えているのか。

○高橋運輸観光課長：岩盤浴は、私も実際に利用したが、時間的にも体力的にも、連続して長時間入ってられる施設ではない。先進事例も調査して50分という時間を設定したが、時間制限を設けていない施設もある。今回の改定によって、1時間以上利用する人が多くなり、回転率に影響が出ることも考えられるが、これについては、受付等で現在の利用者数を把握するなどにより対応が可能であり、岩盤浴がより利用しやすい施設になると考えている。

●大條委員：参考資料で省略とされているが、大人、子供、幼児、障害者それぞれ1回の入浴料金を教えていただきたい。

○高橋運輸観光課長：温浴施設については、高校生以上を大人として500円、障害者の方が400円、小中学生は300円、障害児の方は200円、3歳以上小学生未満は幼児として200円、障害のある幼児は150円としている。

●加藤委員：今回のように管理条例を変えるのであれば、マイントピアの指定管理者がもう少し柔軟に運用できるようにしてはどうか。例えば、晴れているときは屋外で子供たちを遊ばせるが、もしも雨が降ったら、施設内に入る。そんな時、ロマネスクなり、広間（あかがねの間）を使いたいと思っても、使用料金が発生するとなれば、やはり利用者も二の足を踏むところもある。マイントピア自身がもう少し柔軟に対応できなければ、何のために指定管理としたのかわからない。企業としても伸びない。その辺の考えはどうか。

○高橋運輸観光課長：実際に指定管理者制度へ移行してみて、改善すべき点も徐々に判明してきた。そういった点について、利用者の声をできるだけ早く反映させるために、今回条例を改正しようとしている。ロマネスクやあかがねの間の利用についても、指定管理者と協議をして柔軟に対応できるよう、リピーターとしてまた来ていただけるようなサービスをこれからも行っていきたい。

●加藤委員：温浴施設はほかにもたくさんある、よそに負けないようなサービスが必要だ。肝心なところは、当然条例で決めておかなければならない。そうでない部分で、指定管理者が利用者のために融通を利かせる時、この条例に触れる可能性があるのではやっぱり無理だと。ある程度、裁量の余地は認めてやらなければ、何のための指定管理者制度かわからない。そういったところを考慮してもらわなければならないのだが、部長はいかがか。

○鴻上経済部長：以前の業務委託という形では、条例の範囲内ではしか対応できず、料金設定にしても、条例に定められた料金でなければならなかった。今回の指定管理者制度導入により、料金については、条例はあくまでも上限を定めているということで、利用者のニーズに合わせて、ある程度自由に設定ができると考えている。先ほど、あかがねの間の使用料金の話もあったが、これについても指定管理者が減免できるとなっており、そのあたりは柔軟に対応できると思うので、指定管理者とも十分に協議して改めていきたい。

●加藤委員：この間、保育士に話を聞いた時、新居浜は雨が降った時に、保育園にしても、幼稚園にしても利用できる施設がないらしい。そこで、マイントピア別子が受け皿になってくれたらとても助かると言っていた。利用する日程を決めているから、その日しか使えない。雨が降った時にキッズパークを使わせてもらえるのは、大変助かる。しかし、そこを何時間も使わせてもらうわけにはいかない。条件次第では、新居浜だけじゃなく、よその市からも遊びに来てくれると思う。たくさん使ってもらって、またリポートしてくれるのであれば、安いもんだと思う。そのあたりも含めて、指定管理者と十分に話し合いをしてほしい。役員会がある時は、できるだけ早めに着くようにし、利用者と話をするようにしているが、そういった話もあったので、特に経済部の職員も現地に行って、利用者の皆さんと実際に話をしてほしいと思う。

○鴻上経済部長：折に触れ、施設に行く際は、4階の状況をのぞくようにしており、ほかにも巡回している。利用者との対話も非常に重要なので、今後気をつけていきたいと思う。

●田窪委員：岩盤浴について、今まで50分以内と区切られていて、30分経過後、水分補給をするために外に出た場合、1回とカウントされてしまうのか。それとも出入りは自由なのか。

○高橋運輸観光課長：現在は50分と設定しており、30分で外に出た場合も、50分以内であれば、浴衣を返却してもらうまでは自由に出入りできるということとしている。

●田窪委員：そのことは利用者に周知しているのか。

○高橋運輸観光課長：岩盤浴を利用するときに受付にて説明しているもので、今のところご理解いただいていると考えている。

<討論>なし

<採決>全会一致 可決

□議案第83号 新居浜市海苔人工採苗場及び加工場設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

○高岸農林水産課長：<説明>

<質疑>なし

<討論>なし

<採決>全会一致 可決

□議案第84号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）について

○赤尾総括次長：<説明>

<質疑>

●伊藤委員：企業立地促進対策費に関して、新規工場設立等が12件とあるが、これに対して新規雇用はどのくらいか。

○黒下産業振興課長：新規雇用については、今年審査した7件全部で8名。内訳は横山電気が2名、SPCが2名、愛新鉄工が3名と短時間が1名である。

●伊藤委員：住友化学の中間体製造設備の新設。愛信鉄工やリブドゥは工場新設。新規分は7件だが、新規雇用が少ないのではないかと思うが。

○黒下産業振興課長：新規分7件は、今回審査した数字であり、リブドゥについては、今年度の審査ではないので、先ほど申し上げた数字の中には入っていない。

<討論>なし

<採決>全会一致 可決

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

◎農業委員会関係

□議案第76号 新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

○戸張農業委員会事務局長：<説明>

<質疑>

●大條委員：農業委員の報酬額はこの条例に記載されているが、農地利用最適化推進委員のものは記載がない。これはどういうことか。

○戸張農業委員会事務局長：当初、農業委員の報酬額については従前どおり、条例の中の特別職の別表で定めていたが、農地利用最適化推進委員については、総務省の見解によると、地方公務員法第3条第3項第3号の扱いとなり、これは新居浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第6条第1項の市長が別に定めるものに該当するので、別表の中では取り扱えないため、記載していない。また、その報酬については、農業委員会が予算措置して、支払うことになる。

●大條委員：予算措置を行う報酬金額はいくらか。

○戸張農業委員会事務局長：農業委員と同様の41,700円としている。

●加藤委員：従来の農業委員の仕事は、引き続き農業委員がする。そのうち懸案事項は、推進委員が引き継ぐ。その割り振りのための調査は両委員がしなければならない。報酬額を同額にしなければならない根拠がどこにあるのか。

○戸張農業委員会事務局長：報酬額について、法律等の中に定めはなく、同額にしなければならないとか、下回らなければならないということはない。今回の報酬額については、本年6月から現在の農業委員に事務局案などを提案して、協議して決定したものである。協議では、両委員の

報酬額に差をつける案も提案したが、額の大小により各委員に上下関係が生じ、地域での活動に問題が生じるおそれがあるという意見があり、最終的には、同額という結論となった。この額については、農業委員会総会においても承認を受けている。また、両委員の業務内容についてだが、農業委員会にも、推進委員同様に、担当地区の割り当てを行い、管理していただく。また、推進委員には農業委員と同じく農業政策に係る会や研修会への参加を求めることにより、互いの業務内容の均等化を図っていくことを考えており、それによって同額とするという風に考えている。

●加藤委員：別表の中に入れてはいけないということだが、まとめて取り扱う方が好ましいと思うのだが、一緒にはできないのか。法律に触れてしまうのか。

○戸張農業委員会事務局長：農業委員は地方公務員法第3条第3項第1号、議会の同意を得たものということになる。執行機関となる農業委員会の特別職となることから、新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条において別表に定めるとされている。推進委員については、総務省の見解で、地方公務員法第3条第3項第3号に該当する特別職となっていることから、同条例第6条に該当することとなり、人事課とも協議した上で、別表の中に入れるのは難しいという結論となった。その予算について、農業委員については、従来どおり人事課が扱う。推進委員については農業委員会が委嘱するので、これについては、農業委員会が予算措置して報酬を出すということとしている。

●加藤委員：同じ農業の仕事をするのに、それは包括されるべきだと思うが、副市長はどうか。

○近藤副市長：農業委員と推進委員というのは、今回の法の趣旨は、別の目的という考え方だと思う。推進委員というのは、市の各委員会が委嘱している委員と同等な扱いということでこの制度ができていると考えている。新制度が始まって、戸張事務局長が説明したように、業務の均等化等が進行していけば、今後変わってくる可能性はあるが、現在の法の趣旨は、農業委員と推進委員は別の組織として考えている。推進委員の仕事は国のほうで決めており、遊休農地の発生防止・解消等いろいろあると思うが、そういったことをしながらということである。農業委員は今までの農地の転用であるとか、そういったことを含めてやるということで、本来の目的としては異なると考えている。ただ、今回の場合は、農業委員会の総会の中で、農業委員も推進委員も同等の仕事をするということの新居浜の農業委員会は決めたのだと思う。これまで農業委員は選挙で選ばれていたが、今回からそれが改められ、推薦や立候補となり、その方を選任することに議会が同意する。推進委員の場合は、100ヘクタールの農地面積に応じた場所的なものもあったり、そういうところから立候補もあったり、いろいろだと思うが、推進委員として適正な人かどうかを新居浜市農業委員会が判断し委嘱する、ということになっている。

○加藤委員：農業委員会主体で、仕事がお互いに重複してもいいので、同じ仕事をしようというようにするのであれば、なおさら違和感がある。しようとしていることと、法律が合わないのであれば、法律を変えてもらうよう話をしなければならないと思う。市議会から推薦する農業委員は同意できるが、その他の方々については議会ではわからない。議会の同意をもらっているというが、個々には何もしていない。それならば、農業委員も推進委員も同じに感じる。今回が初めてのことであり、農業委員会事務局にもまだわかりにくいところもあるのかもしれないが、農業

委員になってもらう人、推進委員になってもらう人に、きちんとその辺の説明を徹底しておいてほしい。要望とさせていただく。

●大條委員：農業委員も推進委員も立場は異なるが、同じ仕事をするので報酬額が同額というのは、今説明していただいたが、現行 32 名の農業委員であったのが、今回同じ仕事をする方が 2 人増えて、34 名になるということか。そして、これまで議会から推薦していた 4 名という枠というのもなくなるわけだから、新たな方が 6 人増えるということになるのか。

○戸張農業委員会事務局長：各種団体からの推薦枠もなくなるため、合計人数は 9 人増となる。

●加藤委員：議会から推薦された農業委員は、農業の現状について今までは色々な情報を得られたが、来年の 7 月からはどうなるのか。農業のことは農業委員会に任せたらいいのか。

○戸張農業委員会事務局長：今までと同様に、市のホームページで総会等の情報を公開しているので、どういった議題が協議されたかという情報は把握できると考えている。

<討論>なし

<採決>全会一致 可決

休憩 午前 10 時 44 分

再開 午前 10 時 45 分

◎市民部関係

口請願第 3 号 年金積立金の株式投資への運用を直ちに見直し、長期安定的な運用に切り替えることを求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●田窪委員：この文章を読む限り、2016 年 4 月から 6 月期の運用実績 5 兆 2342 億円の損失と、2015 年度の運用実績が株安や円高の影響で 5 兆 3098 億円の損失があったと、2014 年 10 月に積立金の運用方針を大きく転換したということだが、運用実績を単年度で見た場合には、確かにマイナスとなっているが、過去 15 年間では、収益率が年平均 2.7%、収益額も累計では 45.4 兆円、約 50 兆円の収益をあげている。IT バブルやリーマンショックを挟んでも、トータルで 45 兆円を確保している。過去 10 年で見ても、32 兆円の利益を上げているということで、これは短期で見るべきものではなくて、長期の実績での評価が必要であるのではないか。そして、賦課方式による日本の年金制度、毎年の給付はその年の保険料と国庫負担金で賄う仕組みとなっているという中で、年金積立金が短期間で増減しても、年金の支給に直ちに影響が出ることは考えられないと思う。財政検証においても、厚生年金の財源内訳として直近 20 年先から本格的な積立金の取り崩しが見込まれていることから年金財源にとって年金積立金は、いわゆる緩衝材的な部分で、それを少しでも年金財政の安定に資するように運用していくことを目的としており、年金運用施策としては有効、安定的であるということで考えられるので、本請願は不採択としていただきたい。

<採決>全会一致 不採択

口請願第 4号 年金制度改革関連法案（年金カット法案）廃案と最低保障年金制度の実現、年金支給の毎月払いなどを求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●伊藤委員：反対の立場から意見を申し上げる。本法案は、年金制度において、若い世代の将来の年金を守るための仕組みを整える法案であり、世代間の公平性を確保し、将来若い世代の基礎年金の水準を確保する観点から、賃金が名目でも実質でも低下する場合は、賃金の変化に合わせて年金額を改定するよう見直しを行い、賃金と物価が上がっている状況では、年金額は下がることがないということでもある。また、新しい福祉的な給付金として、低年金、低所得者への配慮もなされる内容も盛り込まれている。少子高齢化が進む中で、世代間の支え合いである年金制度を維持可能なものにするとともに、現役世代と高齢者が負担や給付の減の痛みを分かち合う、公平性を維持することも欠かせないというところから、今回の年金制度改革関連法案はやむを得ないものとするため、この請願は不採択ということをお願いする。

●米谷委員：賛成の立場から意見を申し上げる。地域のお年寄りと話をしていても、年金のみで生活されている方が相当数いると感じる。現役世代とのバランスということが話題になっているが、年金だけで生活されているお年寄りの方は、年金支給額が減ってしまったら、防衛のしようがない。若い方は何とかなるといえば言い過ぎかもしれないが、対応策はとれると思うが、年金しか収入のないお年寄りの方はそうではない。以上の理由から、年金の減額の可能性がある法案については、廃案を求めるという立場で賛成をさせていただく。

<採決>賛成少数 不採択

閉会 午前10時54分

市民経済委員会付託案件表

平成28年12月16日

○経済部関係

議案第82号 新居浜市観光交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第83号 新居浜市海苔人工採苗場及び加工場設置及び管理条例を廃止する条例の制定
について

議案第84号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第6款 農林水産業費

第1項 農業費 ページ

4目 農地費 3・32

第7款 商工費 3・33・34

第2表 繰越明許費

第6款 農林水産業費

第1項 農業費

土地改良施設耐震対策事業費 5

○農業委員会関係

議案第76号 新居浜市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

○市民部関係

請願第3号 年金積立金の株式投資への運用を直ちに見直し、長期安定的な運用に切り替えることを求める意見書の提出方について

請願第4号 年金制度改革関連法案（年金カット法案）廃案と最低保障年金制度の実現、年金支給の毎月払いなどを求める意見書の提出方について